

千葉市定期報告実施要領

制定 平成16年4月1日

第1 目的

この要領は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定に基づく特定建築物及び同条第3項の規定に基づく特定建築設備等で昇降機を除くもの(以下「特定建築物等」という。)の定期調査報告及び定期検査報告について必要な事項を定め、定期報告制度の推進と適切な運用を図ることを目的とする。

第2 定期報告の対象となる特定建築物等

1 定期報告の対象となる特定建築物等は次のとおりとする。

(1) 特定建築物

建築基準法施行令(以下「政令」という。)第16条第1項各号に定める建築物及び千葉市建築基準法施行細則(昭和59年千葉市規則第59号。以下「細則」という。)第15条第1項の規定に基づき指定した建築物

(2) 特定建築設備等

ア 細則第16条第1項第2号に定める建築設備(以下「建築設備」という。)

イ 政令第138条第2項第2号及び第3号に定める遊戯施設(以下「遊戯施設」という。)

ウ 政令第16条第3項第2号に定める防火設備及び細則第16条第1項第3号に定める防火設備(以下「防火設備」という。)

2 1の各号で対象となる特定建築物等について、個別に具体的判断が必要なものは、使用実態を勘案して判断する。

第3 提出書類

1 特定建築物の定期調査報告は次の書類によるものとする。

(1) 定期調査報告書(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。第36号の2様式)

(2) 定期調査報告概要書(省令第36号の3様式)

(3) 調査結果表(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別記様式による)

(4) 調査結果図(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別添1様式による)

(5) 指摘があった場合、関係写真(平成20年3月10日国土交通省告示第282号別添2様式による)

2 建築設備の定期検査報告は次の書類によるものとする。

(1) 定期検査報告書(建築設備(昇降機を除く。))(省令第36号の6様式)

(2) 定期検査報告概要書(省令第36号の7様式)

(3) 検査結果表(平成20年3月10日国土交通省告示第285号別記様式による)

(4) 排煙風量測定記録表及び非常用照明装置の照度測定表(平成20年3月10日国土交通省告示第285号別表3及び別表4による)

(5) 指摘があった場合、関係写真(平成20年3月10日国土交通省告示第285号別添様式による)

3 遊戯施設の定期検査報告は次の書類によるものとする。

(1) 定期検査報告書(遊戯施設)(省令第36号の10様式)

- (2) 定期検査報告概要書（省令第36号の11様式）
- (3) 検査結果表（平成20年3月10日国土交通省告示第284号別記様式による）
- (4) 指摘があった場合、関係写真（平成20年3月10日国土交通省告示第284号別添様式による）

4 防火設備の定期検査報告は次の書類によるものとする。

- (1) 定期検査報告書（防火設備）（省令第36号の8様式）
- (2) 定期検査報告概要書（省令第36号の9様式）
- (3) 検査結果表（平成28年5月2日国土交通省告示第723号別記様式による）
- (4) 検査結果図（平成28年5月2日国土交通省告示第723号別添1様式による）
- (5) 指摘があった場合、関係写真（平成28年5月2日国土交通省告示第723号別添2様式による）

第4 定期調査及び定期検査の基準

- 1 特定建築物等の定期調査、定期検査の報告の評価に必要な基準は、次による。
 - (1) 建築物定期調査基準（平成20年告示第282号）
 - (2) 建築設備定期検査基準（昇降機及び遊戯施設を除く。）（平成20年告示第285号）
 - (3) 遊戯施設定期検査基準（平成20年告示第284号）
 - (4) 防火設備定期検査基準（平成28年告示第723号）

第5 定期報告に該当しない場合

- 1 定期報告の対象であった特定建築物等が、建築物の廃止、休止等の理由により定期報告に該当しない場合は「定期報告に該当しない旨の届出書」（第1号様式）を提出するものとする。
- 2 休業していた特定建築物等の使用再開等の理由により定期報告の対象となった場合の定期報告の時期は、細則第15条第2項によるものとする。
- 3 建築設備等を変更、廃止、休止、又は再開した場合は「建築設備等変更（廃止、休止、再開）届」（細則第13号様式）を提出するものとする。

第6 提出部数及び提出先

- 1 特定建築物の定期調査報告の提出部数は次による。但し、定期調査報告概要書については1部とする。
 - (1) 正本（特定行政庁用）1部
 - (2) 副本（所有者または管理者用）1部（副本を必要としない場合は提出不要）
- 2 特定建築設備等の定期検査報告の提出部数は次による。但し、定期検査報告概要書については1部とする。
 - (1) 正本（特定行政庁用）1部
 - (2) 副本（所有者または管理者用）1部（副本を必要としない場合は提出不要）
- 3 上記1、2の提出書類は、千葉市長に提出するものとする。

第7 完了報告書の提出

是正箇所が完了した場合、特定建築物等の所有者（管理者がいる場合は管理者）は速やかに改善完了報告書（第2号様式）に改善前、改善後の写真を添付し提出するものとする。

第8 その他の事項

この要領に定めがない事項については必要に応じて、建築指導課長が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和5年10月24日から適用する。

| | | | |
|--|------------------|-------|-----------|
| 年 月 日 | | | |
| (あて先)千葉市長 改善(補修)等の指摘事項について、次のとおり改善(補修)しましたので報告します。 <div style="text-align: center;"> 報告者(所有者または管理者) 住所 氏名 (担当者 TEL: ()) </div> | | | |
| 建物名称 | | | |
| 所在地 | | | |
| 対象種別 | 特定建築物 | 建築設備 | 防火設備 昇降機等 |
| 改善(補修)等事項 | 完了(一部完了)状況・完了年月日 | | |
| | | | |
| 工事者氏名 | | 改善完了日 | 年 月 日 |
| 勤務先 所在地 | TEL () | | |

(注) 改善(補修)等事項については、至急改善をすること。

改善(補修)前後の写真を添付すること。

※この報告書は、千葉市都市局建築部建築指導課に提出してください。

<担当>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1

千葉市都市局建築部建築指導課 指導班

TEL: 043-245-5835 FAX: 043-245-5888